

第 2 号沖島漁業会館改修工事 説明書

沖島漁業協同組合
TEL 0748-33-9511
FAX 0748-33-9513

1. 配布資料

設計図書 一式
建築工事(意匠図)52 枚、建築工事(構造図)16 枚
電気設備工事 32 枚、機械設備工事 24 枚

2. 工事内容

- (1) 工 事 名 第 2 号沖島漁業会館改修工事
- (2) 工 事 場 所 近江八幡市 沖島町
- (3) 工 事 内 容 別紙「設計図書」のとおり
- (4) 工 期 契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日
※ 令和 8 年 8 月 3 1 日まで延長可 「5.その他(2)」参照

3. 質疑応答

- (1) 質疑受付期間 令和 7 年 7 月 15 日から令和 7 年 7 月 23 日 12 時まで
受付場所：沖島漁業協同組合
・質疑は FAX または電子メールにて行うものとし、電話により送信した旨連絡をお願いします。
・質疑書の様式は任意としますが、担当者に連絡がとれる電話番号および FAX 番号またはメールアドレスを記載すること。
・質疑が無い場合は提出不要です。

- (2) 質疑回答 令和 7 年 7 月 25 日(金)
沖島漁業協同組合ホームページで公開します。
<http://www.biwako-okishima.com/>

4. 一般事項

- (1) 工事場所は、必要があれば入札日迄に事前連絡の上、各者で調査を行うこと。
- (2) 仮設計画について、工事期間中の安全管理（仮囲い・誘導員等）には万全を期すること。特に大型車両の搬出入(島外港付近)は主要な部分に監視員を配置するなどの配慮を行い、施設運営に支障のない範囲内で行うこと。
- (3) 工事期間中、職員は仮設事務所に移転し漁業会館の電気は使用しないが、別棟の倉庫については電気を使用するため仮設電源を送ること。
- (4) 契約締結後すみやかに仮設・安全管理・搬入計画等を提出し、監督員と協議を行うこと。

- (5) 沖島漁業会館は漁港正面に位置することから工事期間中は島民や観光客等の来島者に対して迷惑がかからないよう万全を期すこと。特に工事中の粉塵および騒音について十分配慮すること。
- (6) 本工事に関する関係官庁への諸手続き及びそれに要する費用については全て請負人の負担とする。
- (7) 工事の施工に伴い発生した物件等の破損及び騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失にかかる補償は、請負人の負担において行うこと。また、本工事の完了後において、明らかに本工事に起因する物件及び構造物等の破損の補償や修理は、すべて本工事請負人の負担で行うこと。
- (8) 工事の実施について、軽微な変更は設計変更の対象としない。
- (9) 堀切港から沖島への通勤は、定期船のおきしま通船を利用できる。
1人あたりの運賃は通常料金ではなく、本工事の施工業者に限り、片道 300 円(往復 600 円)とする。
通船の時刻表については沖島漁業協同組合のホームページ等を確認、その他、通船の利用に関する問い合わせはサイト内に記載されている電話番号ではなく、沖島漁業協同組合担当者へ確認すること。
- (10) 通勤車両は堀切港から徒歩 5 分の位置に工事期間中常時工事関係車両駐車場(無料)として 20 台程度確保している。
- (11) 本工事では資機材の湖上輸送が必須となるが、クレーン付き台船、チャーター船等による輸送を想定しているが、極力、輸送に必要な費用を抑える工夫をお願いします。



おきしま通船時刻表



工事関係者車両
駐車場位置

- ・定期船のおきしま通船でも積載可能な資材であれば運搬可能
- ・隣接する空き地に工事にかかる資材やコンクリートのガラの仮置きが可能であり、一定の量をまとめて運搬することが可能。

《湖上輸送業者参考》

- ・株式会社奥村商店

滋賀県近江八幡市出町 691 番地

Tel:0748-32-2151

Fax:0748-32-2155

- ・滋賀基礎工業株式会社

滋賀県愛知郡愛荘町栗田 7-1

Tel:0749-37-3282

Fax:0749-37-4393

- ・株式会社中村組

滋賀県大津市瀬田大江町 13 番地 18 号

Tel:077-544-2160

Fax:077-544-2165

5. その他

- (1) 設計図書 (A-12) の工事区分表に記載とおり、1F 組合事務室、1F 湯沸室、資材倉庫、組合倉庫、冷凍庫 (組合スペース)、その他、工事内容等によって一部別途工事としているが、これらの工事については、本工事請負人と随意契約する。

- (2) 工事は、変更契約により令和 8 年 8 月 31 日まで延長することも可能だが、延長に伴う工事費の変更は行わない。
- (3) 談合、その他不正行為等により公正な入札が行われたか疑わしい情報等があった場合、公正取引委員会及び警察に通報する。